

天理大学ふるさと会役員の出張旅費に関する申し合わせ

1. この申し合わせは、本会の役員が会務を遂行するために出張する場合の出張旅費に関する事項を定めるものとする。
2. この申し合わせにおける「役員」とは、本会の会長、副会長、専門委員会委員長をいう。
 - (2) 上記の役員以外に会長が認める者の出張を適用することができる。
3. 出張旅費は、「学校法人天理大学国内旅費規程」に準拠し、交通費・宿泊費・諸費などを支給する。
5. 経路は、もっとも経済的で合理的な通常の間路および方法により計算する。ただし、会務の都合または天災その他やむを得ない事由が生じた場合は、実際に利用した経路および方法によって計算することもある。

なお起点は、自宅または天理の経済的経路によるものとする。
6. この申し合わせによって運用できない事項については、会長の判断により決定する。
7. この申し合わせの改廃は、常務会の議を経るものとする。
8. この申し合わせは、令和6（2024）年4月1日から適用する。